

令和 7 年度 農作業賃金標準額表

作業を委託する場合は、作業をお願いする方、作業を受ける方が話し合っ、金額を決定してください

この表は当事者間で金額を話し合う際の **目安のひとつ** としてご利用ください

※下記の金額で作業委託しなければならないわけではありません。

○ 請負作業

作 業 名	単 位	標 準 額 (円、税抜き)	備 考
田・畑耕起	10a 当り	ロータリー耕 6,500	①稲刈りの場合は、結束縄は受託者負担 ②倒伏の場合は、お互いに協議 ③未整地の場合、お互いに協議 ④すき耕の場合は、お互いに協議 ⑤田植側条施肥は、お互いに協議
代 か き		仕上げまで 7,500	
肥料散布料		散布料のみ 1,000	
田 植		6,500	
水 稻 育 苗	1 箱当り	硬化苗 (種子込み) 900	
畔 め り	1 m 当り	50	
コンバイン	10a 当り	刈取のみ 19,500	
		乾燥まで 25,000	
		調整まで 29,000	
乾燥・調整	1 俵当り	調整のみ 800	
		乾燥～調整 1,200	
ドローン防除	10a 当り	1,300	

※機械燃料は委託者持込を想定しています。燃料を含む場合は、当事者間で調整してください。

○ 臨時雇賃金

作 業 名	単 位	標 準 額 (円)	備 考
一般農作業	1 人当り	7,700	1 日 8 時間を標準とする。 ※福島県の最低賃金 (時給 955 円) を下回らないよう調整してください。

(注) 労働能力 (年齢・経験など)、山間部と平坦部、乾田・湿田など農作業に地域差等がある場合は、当事者間で調整してください。

◎農地・農業者年金のご相談は農業委員会に！

棚倉町農業委員会 (電話 33-7883)